

処分規程 別表

表1 暴力 身体に対する不法な有形力の行使

違反行為	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	戒告、有期の資格の停止
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	有期の資格の停止、無期の資格の停止
①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②被害者が死亡するに至った ③被害者が、重大な後遺障害が残る傷害を負った ④加害者が刑事処分を受けた	除名、解任、永久追放
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者の当法人における活動（スポーツ活動を含む。以下同じ）への影響の程度（当法人における活動の休止・停止の状況等） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校・退職・転職・出勤不能等、被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表2 セクシャル・ハラスメント 身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「わいせつ行為等」という。）、被害者の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という。）

違反行為	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当法人における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	戒告、有期の資格の停止
わいせつ行為や性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者の当法人における活動に支障が生じた	有期の資格の停止、無期の資格の停止
わいせつ行為や性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、当法人における活動ができなくなった ②被害者が死亡するに至った ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④加害者が刑事処分を受けた	除名、解任、永久追放
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者の当法人における活動への影響の程度（当法人における活動の休止・停止の状況等）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力等他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為や性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

表3 パワー・ハラスメント 人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」という。）心身に有害な影響を及ぼす言動、指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓等不適切な指導（以下「不適切指導」という。）

違反行為	処分内容
暴言等や不適切指導で、被害者及びその周囲の者の当法人における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	戒告
暴言等や不適切指導を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者の当法人における活動に支障が生じた	有期の資格の停止、無期の資格の停止
暴言等や不適切指導を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、当法人における活動ができなくなった ②被害者が死亡するに至った ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④加害者が刑事処分を受けた	除名、解任、永久追放
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者の当法人における活動への影響の程度（当法人における活動の休止・停止の状況等） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、傷害や後遺障害の程度が重度である場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等や不適切な指導を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者の選手生命等が短縮された場合、被害者が未成年の場合等 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表4 不正な経理処理・不正申請等 補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づかない経理処理・申請等（横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正申請・受給、脱税等）

違反行為	処分内容
他者が不正な経理処理・不正申請等を行っていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	有期の資格の停止
不正な経理処理・不正申請等を行い、補助金、助成金等を他の目的に流用した	有期の資格の停止、無期の資格の停止
不正な経理処理・不正申請等を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分を受けた	除名、解任、永久追放
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）</p> <p>②加害者の地位・立場</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者の人数、被害者の当法人における活動への影響の程度（当法人における活動の休止・停止の状況等）</p> <p>⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 不正な経理処理・不正申請等であることを知っていながらこれを行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不正な経理処理・不正申請等を行った期間が長い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等</p>	

一 覧

①戒告、②有期の資格の停止、③無期の資格の停止、④除名、⑤解任、⑥永久追放

違反行為	①	②	③	④	⑤	⑥
暴力						
傷害なし	○	○				
全治1か月未満の傷害		○	○			
全治1か月を超える傷害・死亡・重大な後遺障害・刑事処分				○	○	○
セクシャル・ハラスメント						
活動環境を悪化させるまでに至らなかった	○	○				
活動に支障が生じた		○	○			
活動不能・死亡・心身に重大な障害・刑事処分				○	○	○
パワー・ハラスメント						
活動環境を悪化させるまでに至らなかった	○					
活動に支障が生じた		○	○			
活動不能・死亡・心身に重大な障害・刑事処分				○	○	○
不正経理・申請						
知りながら報告せず		○				
目的外流用		○	○			
自己図利・刑事処分				○	○	○

附 則

1 この別表は、令和3年4月1日から施行する。